

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)
1	共通	今回の通知の取扱いはいつから、いつまでか。	適用は6月利用分以降となり、本取扱いの終了時期は現時点では未定です。	介護保険最新情報 vol847 問2
2	共通	利用者への説明は誰が行うのか。	サービス事業所、居宅介護支援事業所のいずれでも差し支えありませんが、利用者の負担増の観点から、誤解が生じないようどちらかが丁寧に説明することが望ましいため、サービス事業所と居宅介護支援事業所間で連携をとってください。	介護保険最新情報 vol847 問3②
3	共通	利用者への同意は書面で取り交わす必要があるか。	特段定めはありませんが、口頭の場合は、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について確実に記録を残しておいてください。 (あわせて、介護保険最新情報vol.847の問3の③を参照ください)	介護保険最新情報 vol847 問3③
4	共通	同意はいつまでにもらう必要があるか。	利用者への請求を行う日までに同意を得られていれば、請求できます。 (例)6月1日からの利用分について、6月15日に同意を得られた場合、6月1日からのサービス利用分から2区分上位の算定をしてもよい。	介護保険最新情報 vol847 問3①
5	共通	既に居宅サービス計画、通所介護計画等は作成して同意を得ているが、計画の変更がなければ、作り直す必要はあるか？	ありません。	
6	共通	同意を得られた利用者にも、本取扱いを適用することになるのか。利用者によって請求に差が出る形となってもよいか。	通知にも、「利用者からの事前の同意を得られた場合には、(中略)別紙に従い、介護報酬を算定することを可能」とあるため、同意を得られない利用者については算定できず、結果として利用者によって差が出ることも考えられます。事後のトラブルを避けるためにも、利用者に丁寧に説明の上事前に同意を得てください。	

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)
7	共通	当事業所では、利用控えなどはあるが、電話対応や訪問対応、時間短縮はせず、通常どおり運営している。この場合、2区分上の報酬を算定してもよいか。	本取扱いの趣旨は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を評価するものです。このため、新型コロナウイルスの影響により、利用控え等が生じた事業所であれば、当該通知の対象となりますので、算定可能です。	
8	共通	本取扱いは予定回数、提供回数のいずれに応じて算定するのか。	実際の提供回数で算定します。	
9	共通	本取扱いにおいて、6表(利用票)はいつの段階で変更するのか。実績が確定してからの変更でよいか。	あらかじめ利用者に同意を得られているのであれば、実績での修正でも差し支えありませんが、事前に利用回数が判明しているのであれば、予定として、利用票に2区分上位の報酬を計上して、利用者に提供することが望ましいです。利用者負担があるため、利用者にわかりやすい形であらかじめ示すようご検討ください。	
10	共通	サービス提供回数について、自費利用分の回数も含めた合計数を3で除した数で算定してよいか？ それとも、自費利用回数分は含めず保険請求分のみ回数を3で除した数で算定してよいか？	本取扱いの算定方法における「サービス提供回数」は、保険請求分の回数となり、自費利用分はサービス提供回数に含めません。	
11	共通	区分支給限度基準額を超過している場合は本取扱いでの上乗せ部分の算定はできないのか。	超過している場合に関しても、利用者から同意を得られれば算定は可能です。 (算定する場合については、No.12参照のこと)	
12	共通	区分支給限度基準額を超過している場合、本取扱いでの上乗せ部分は、全額利用者負担となるのか。 また、生活保護の利用者について、限度額を超過している場合は算定できるか。	お見込みのとおり、超過分は利用者負担となります。なお、超過しないよう本取扱いの上乗せ部分を調整することは可能です(No.13参照)。 生活保護の利用者については、超過分を請求することはできません。	

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)
13	共通	区分支給限度基準額を超えないようにするため、下記のような調整を行ってもよいか。 ・2区分上位ではなく1区分上位で算定する。 ・2区分上位で4回算定できるところを2回で算定する。 ・限度額を超える月では、緊急短期入所受入加算の算定回数を減らして算定する。	本取扱いの範囲内で、限度額を超過しないように調整して構いません。ただし、利用票作成時と実際の請求の際に、利用者きちんと説明を行ってください。	
14	共通	本取扱いにより2区分上位で請求する日や緊急短期入所受入加算を算定する日はいつにすればよいか。(月初め、月末など指定はあるか)	特段指定はありません。居宅介護支援事業所とサービス事業所間で連携の上請求処理をしてください。	
15	短期入所系	本取扱いは、緊急短期入所受入加算の要件を満たす利用者についてのみ適用するのか。例えば従前から短期入所を計画に位置付けている利用者(ロングショートの利用者等)についても適用となるのか。	緊急短期入所受入加算の要件を満たす利用者に限りません。例えば、ロングショートの利用者(従前から計画に位置付けられている)で、月に30日の利用がある者についても適用となります。なお、自費利用の日数は本取扱いの計算に含みません。	
16	通所系	報酬区分が2区分上位になり延長加算に該当する場合、時間延長サービス体制の加算届を出していないが、算定可能か。	延長加算を申請していない事業所でも算定可能です。	
17	通所系	報酬区分が2区分上位になるが、サービス提供票の記載はどのようにしたらよいか。もともと9:30-17:00の提供時間帯だが、ソフトの関係上、2区分上位の報酬を入力するには、9:30-19:00と入力しなければ、エラーとなってしまう。どのように記載すればよいか。	ソフトの関係上であれば、そのように記載して差し支えありません。ただし、その場合、提供時間帯は手書きで修正する、もしくは、vol.842の取扱いにより2区分上位としている旨記録に残してください。	